

平成27年度第2回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：平成28年3月23日（水）午後1時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 2号会議室

1. 開 会

○事務局（浅野地域振興部長） 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、札幌市民まちづくり局地域振興部長の浅野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、平成27年第2回となります札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催させていただきます。

2. 局長挨拶

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、開会に当たりまして、札幌市民まちづくり局長の池田より、ご挨拶を申し上げます。

○池田市民まちづくり局長 皆様、こんにちは、札幌市民まちづくり局長の池田でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、今年度第2回目の審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、委員の皆様には、日ごろから、札幌市の安全で安心なまちづくりに大変ご尽力を賜っておりますことに心より感謝を申し上げます。

平成27年の昨年の札幌市の犯罪情勢につきまして、後ほどご報告をさせていただきますけれども、一般刑法犯の認知件数につきましては、前の年よりも減少しております。しかしながら、子どもや女性、高齢者を狙った声かけ事案やわいせつ事件、特殊詐欺被害は増加している状況でございます。特に、子どもへの声かけ事案やわいせつ事案が近年増加傾向を示しております。2年前、白石区での女兒連れ去り事件が発生したところですが、この事件で子どもたちの安全を守るためには地域の目が重要であると改めて認識したところでございます。

札幌市では、この事件を踏まえまして、昨年の3月に策定いたしました、第2次の犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画におきまして、地域と一体となった子どもの見守りとか子ども等の安全に配慮した環境整備といった施策を盛り込んでいるところでございます。

その具体的な取り組みの一つとしまして、今年度新たに、子ども110番の家支援事業を立ち上げまして、地域で実施されている子ども110番の家の取り組みを支援していこうということにしております。詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

委員の皆様には、どうぞ忌憚のないご意見を賜れば幸いです。それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（浅野地域振興部長） 池田局長は、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

〔池田局長は退席〕

3. 連絡事項

○事務局（浅野地域振興部長） 次に、事務局から、留意事項等の説明をさせていただきます。

○事務局（押見区政課長） 区政課長の押見でございます。本日は、どうぞよろしく願います。それでは、着席してご説明させていただきます。

本日の委員の出席の状況でございますけれども、梅田委員から欠席のご連絡が来てございます。

それでは、最初に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日の資料は、上から、次第、資料1の札幌市内の犯罪情勢、資料2（1）の平成27年度における防犯の取組、資料2（2）の札幌市における犯罪被害者支援の取組について、資料3の札幌市子ども110番の家支援事業関連資料です。

資料は以上ですが、皆様、おそろいでしょうか。

審議は、前回と同じく公開となっております、議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合につきましては、お手元のマイクをご利用いただきますように、願います。

本日の留意事項等の説明は以上になります。

本審議会は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づき、定足数を満たしてございますので、成立していることをご報告申し上げます。

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、審議会規則に従いまして、以降の進行を吉田会長にお願いしたいと存じます。吉田会長、どうかよろしく願います。

4. 議 事

○吉田会長 それでは、今ご説明がありましたように、資料がそろっておりますので、順番に進めていきたいと思っております。

まず、平成27年度の札幌市内の犯罪情勢についてです。事務局からご説明をお願いします。

○事務局（出村地域防犯担当主査） 地域防犯担当主査の出村でございます。

お手元の資料1に基づきまして、平成27年度の札幌市内の犯罪情勢について説明させていただきます。

説明に入る前に、2番の罪種別認知状況という表にある平成27年の刑法犯の合計が1万6,703件となっておりますが、これは1万6,702件の誤りになります。あわせまして、増減数も、1,592件となっておりますけれども、1,593件に訂正をお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

まず、1番の市内刑法犯の認知件数の推移という表で説明させていただきますと、平成27年中、刑法犯の認知総件数は1万6,702件でございました。これは、前年比で1,593件、マイナス8.7%減少ということで、平成13年以降、14年連続して減少で、認知件数も、平成13年と比べると、約60%、59.9%減少しております。

その1万6,702件の内訳でございますけれども、窃盗犯1万1,351件と書いておりますが、この中で増加しておりますのが、知能犯、風俗犯でございます。

知能犯は、皆様ご存じのとおり、いわゆる詐欺、特殊詐欺が入っております。高齢者が被害に遭っている犯罪で、風俗犯というのは、公然わいせつと強制わいせつ、賭博というふうに書いてありますけれども、主に公然わいせつと強制わいせつになっております。いわゆる子どもと女性が被害に遭っている犯罪で、刑法犯全体は減少しておりますが、ある特定の年代の者が狙われている犯罪の増加がわかると思います。

3番目の主要手口の認知状況でございます。これも見ていただくとわかりますように、窃盗犯等も減少しておりますが、手口にあっては、侵入窃盗、自動販売機狙いという手口が増加しております。侵入窃盗は、空き巣、居あき、忍び込みという住宅侵入の犯罪になりますけれども、これが昨年よりも39.4%ほど増えております。あわせて、強制わいせつも163件と前年よりも33件、25.4%増えております。

なお、強制わいせつ関連、いわゆる風俗犯の関係ですが、2月に、20の政令指定都市の刑法犯の認知件数を比較した表が出てきたのですが、これを見ますと、人口が政令指定都市で2番目、犯罪件数も一番多い大阪は、去年、刑法犯の認知件数が5万7,807件ございました。札幌は、195万人の1万6,702件です。これだけ差はあるのですが、風俗犯だけで見ると、大阪市が565件、札幌市が564件と、わずか1件しか変わりません。ということは、札幌市の公然わいせつ、強制わいせつに占める割合が物すごく高いということがわかると思います。

最後に、特殊詐欺の認知状況でございますけれども、去年は、札幌市内で振り込め詐欺が110件、振り込め詐欺以外の特殊詐欺が1件、合計111件、被害額は3億8,600万円ということで、被害件数、被害額ともに増加しています。

なお、北海道内の他都市はおおむね減少しているのですが、札幌市で約半数が被害に遭っていることになりますので、この辺についても今後の対策の課題でございます。

以上、簡単ではございますけれども、札幌市内の犯罪情勢の説明を終わらせていただきます。

○吉田会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問がございましたら、どうぞ自由にご発言ください。

○仲委員 大変興味深い数字を挙げていただきまして、どうもありがとうございます。

お尋ねしたいのは、なぜ札幌は大阪に並ぶほど強制わいせつが多いのかということです。これは、もともと件数自体が多いのか、皆さんご尽力されていて発見が多いということな

のか、なかなか区別できないかもしれないのですが、それが一つです。また、強制わいせつの種類ですけれども、いわゆる家庭内の虐待などで強制わいせつになっているものが多いのか、あるいはそれ以外のものなのかということをお教えいただければと思います。

○事務局（出村地域防犯担当主査） まず1点目は、なぜ札幌市は大阪に並ぶほど多いのかということですか。これは、札幌市内の子どもに対する声かけ事案が、平成25年から見てみますと、平成25年が158件、26年が234件、27年が288件と伸びております。ということは、不審者も多いということが予測されますし、北海道特有なのかもしれませんが、移動手段として車が多いのです。その関係で、一度発生してしまうと、捕まらない限りは広域にどんどん発生していくということが一つの要因かと思っております。

また、女性のいわゆる危機意識です。啓発等もするのですけれども、自分は大丈夫だろうという思いが多いのか、特に、すすきので飲んだ後、中島公園のあたりで寝込んで被害に遭うということが結構あります。飲んで帰るとか、会社から遅くなって帰るといったときに、自分は大丈夫だろうという思いがあると思われるので、タクシー等で真っすぐ帰ってもらうなど、犯罪者に遭わないような環境をつくることができているということがあると思っております。

それから、これは学生にも被害が多いのですけれども、今、スマートホンなどがあって、帰路の途中に操作をしながらとか、音楽を聞きながらという形で、声かけ、さらに段階を踏んで強制わいせつという被害が多くなっています。この辺が特徴かと思っております。

これは、一概に札幌と大阪などの他都市を比べるのはなかなか難しいのですけれども、このようなことが要因かと思っております。

また、強制わいせつの手口については、数の情報しか入ってきていけませんので分析が難しいのですが、最近多かったのは、白石方面ですが、帰宅途中の女性が、地下鉄から降りて、そのまま跡をつけられて、人けのないところで被害に遭うというケースで、白石署ではチームを組んで対策をしたと聞いております。犯人は、必ずどこかで見ていて、目星をつけて、特に夜間帯に機会を伺っているのではないかと思います。

○吉田会長 ほかにございませんか。

○木村委員 今のことに関連して、聞き逃していたら申しわけないのですが、風俗犯の件数の中に強制わいせつの件数が含まれていて、先ほどおっしゃっていた声かけ事例などもこの風俗犯に入っているのですか。

○事務局（出村地域防犯担当主査） 声かけ事案は、いわゆる犯罪に至る行為で、声かけやつきまとい、また、盗撮、写真の容姿撮影というものです。ですから、髪をさわったとか手に触れたなど、直接的な身体への接触というわいせつ行為までは至らない程度のものを指しておりますので、声かけ事案の中に強制わいせつは入っておりません。

○吉田会長 ほかにございませんか。

○奥谷委員 侵入窃盗が4割近く増加している理由ですけれども、この内訳は、一般家庭なのか、商業やオフィスなのか、一般家庭であれば戸建てなのかマンションなのか、それ

から区によっても違うのでしょうか。どうして4割もふえたのかを教えてくださいたいと思います。

○事務局（出村地域防犯担当主査） まず、窃盗の割合は6割から7割です。その中には、万引き、自転車盗という手口の多いものもありますし、進入窃盗も、各区においてばらばらではありますが、ある程度の件数がございます。

なぜ侵入窃盗だけが4割ほどふえたのかということですが、いわゆる職業泥棒の行為でありまして、流しといいますか、広域的に動いている者もいますので、この間、たまたま札幌市のある区が狙われたという可能性もあります。

それから、再犯者と言われる者、刑務所での服役を終えた者の動向によっても侵入窃盗はふえる傾向にあります。私は、窃盗の分析をしているわけではありませんので、詳しくはわからないのですが、そういう要因もあると思います。

それから、事務所と一般住宅のどちらが多いかという割合についても、事務所の場合は事務所狙いということで手口が分かれていますので、これは一般住宅と考えていただければと思います。いわゆる一般的住宅はこれだけ狙われているということがわかると思います。

○吉田会長 ありがとうございます。

そのほかにご質問はございませんか。

（なしと発言する者あり）

○吉田会長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

平成27年度における札幌市の取り組みについて、これは二つありますが、(1)と(2)と続けて説明をお願いします。

○事務局（久富地域防災担当係長） 地域防犯係長の久富でございます。

私からは、平成27年度における防犯の取り組みについてご説明させていただきます。お手元の資料2(1)をごらんください。

今年度における防犯の取り組みをまとめた資料になります。

第2次基本計画の基本方針ごとにまとめて記載しております。

基本方針1は、みずからの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に関する関心を高めるということで、いわゆる広報や啓発といった取り組みになっております。

まず、1点目の取り組みにつきまして、出前講座、防犯講話でございます。

こちらは、計画の達成目標ということで設定しておりまして、年間の実施回数は60回を目標にしております。

平成27年度の出前講座の回数は、トータルで78回、受講者が4,203名ということで、計画上の達成目標は達成している状況になっております。出前講座がふえた要因としましては、これまで、犯罪被害を防ぐためという講座名だったのですが、より具体的にということで、振り込め詐欺被害を防ぐため、子どもを対象に、子どものための防犯教室、女性の防犯教室という形で項目を分けて設定しまして、それにより、市民の方がイメ

ーじしやすく、具体的に申し込みをしやすくなったのかなと考えております。

2点目につきましては、広報になります。

①の「広報さっぽろ」への掲載というのは、資料2の後半についておりますが、広報さっぽろの平成27年5月号の巻頭特集に、「しのびよる詐欺の恐怖」というタイトルで特集記事を掲載しております。昨年、一昨年と特殊詐欺、振り込め詐欺はかなり件数がふえて、史上最悪という状況であったことを踏まえまして、市民に対する啓発の意味で特集記事を掲載しております。これにより、かなり意識を持たれた方々がたくさんいらっしゃって、これをごらんになって出前講座の申し込みをされた方もかなり多くいらっしゃるようです。そういった意味で、出前講座の回数にも影響を与えたこととなります。

②ですが、本市のラジオの広報番組でも特殊詐欺の被害防止について呼びかけをしております。

③は、街頭での啓発活動も実施しておりまして、自転車盗難の防止の啓発です。これは、自転車の安全運転とともに自転車の盗難防止も呼びかけをする形で実施しております。

また、6月、7月には、女性の犯罪被害がふえるということで、犯罪被害防止の啓発も、主に地下鉄駅付近で、夕方、帰宅時の女性に向けて啓発をしているということを行っております。

歓楽街における街頭啓発も、7月にイベントに合わせて啓発をするということも行っております。

続きまして、基本方針2ですが、みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し、支え合うまちをつくるということです。地域で活動している防犯の取り組みを支援するという項目になろうかと思いますが、1点目は、事業者の防犯活動を支援するということで、平成23年度から始めております地域安全サポーターズの取り組みですが、通常の業務の傍ら、防犯の取り組みをしていただくといったボランティア事業者を募る取り組みでございますが、平成27年度、第2次基本計画の達成目標700事業者としておりましたが、今年度は大きくふえて1,411事業者という形になっております。

この要因につきましては、コンビニ店が入っていただいたということで、下の図の右端に、日本フランチャイズチェーン協会のセーフティステーションポスターということで、大手のコンビニエンスストアには全て掲示してあるのですが、これが張っているところをサポーターズと位置づけてご協力をいただく形になっております。セイコーマート、ローソン、セブン-イレブン、ファミリーマート、サンクス、大手のコンビニエンスストアは全て入っていただくという形で、今、1,411事業者となっております。

続きまして、2点目の犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会です。こちらは2月16日に開催いたしまして、北海道コカ・コーラさんの防犯カメラを設置したという取り組みについて発表していただいて、市内の各区の防犯団体の代表、PTA、青少年育成委員会の方々にご参加いただいて情報交換を行っております。

最後のページになりますが、基本方針3、犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の

安全性を高めるということで、環境面での防犯性を高めるという取り組みになります。

1点目は、札幌市子ども110番の家支援事業です。こちらにつきましては、後ほどご説明をいたしますので、割愛をさせていただきます。

2点目は、ススキノ歓楽街対策になりますが、薄野の関係団体で構成するクリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクトという組織を平成18年から我々のほうで持っておりまして、こちらで薄野地区における防犯の取り組み、歓楽街対策について情報交換をしております。二つ目は、歳末特別警戒、年末の歳末期に街頭パレードを行っております。

そういった取り組みを踏まえて、第2次基本計画で設定した成果指標を2点設定しております。1点目は、犯罪に遭わないよう常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合ですが、平成26年度は64.5%のところを平成27年度の調査結果では65.9%となっています。2点目の地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合は、平成25年度の調査結果では13.3%だったものが平成27年度は16.8%という数字になっております。

以上で、防犯の取り組みについてのご説明を終了いたします。

○事務局（吉田男女共同参画課推進係長） それでは、引き続き、平成27年度の犯罪被害者支援の取り組みについてご報告いたします。

男女共同参画課推進係長の吉田でございます。

それでは、お手元の資料2（2）をごらんください。

初めに、相談事業についてご説明いたします。

男女共同参画室では、平成22年度より、犯罪被害者支援の総合窓口を開設し、被害に遭われた方へ、それぞれの事情に合った相談窓口や関係機関の支援について情報提供を行っております。

続いて二つ目ですが、平成24年から、北海道と共同で設置している性暴力被害者支援センター北海道、通称SACRACHについてです。資料の裏面をごらんください。

SACRACHは、性暴力、性犯罪被害の相談と必要な支援をできる限り1カ所で提供し、被害者の心身の負担を軽減できるようにと開設されまして、医療機関などと連携した総合的な支援を行っております。

相談件数は、開設以来増加傾向にはありますが、資料の中ごろにある（2）年代という表にあるとおり、下段の被害時年代は10代、20代、30代の被害が多いのですが、上段の相談者の年代は20代、30代、40代が多くなっております。また、その下の表に、加害者との関係というのがありますが、多くが知人や友人、家族などの顔見知りからの被害であるということもありまして、子どものころや若いころに受けた被害を、これまで、どこにも誰にも相談できなかったという状況と性被害は相談しにくい、潜在化しやすいという傾向が見られます。

そこで、SACRACHを知っていただき、早期の相談につなげるための広報活動としまして、資料の右上にピンク色の絵がありますけれども、そのステッカーを市役所や区役

所などの女性トイレの個室に張ったり、SACRACHの広告を地下鉄車内に掲示するなどして相談窓口の周知を行いました。

次に、資料の表面に戻っていただきまして、六つ目にある研修ですが、犯罪被害の理解と安全で安心なまちづくりへの取り組みを知ることを目的としまして、札幌市職員を対象とした研修を本年2月に実施いたしました。市役所は、市民にとって最も身近な行政の窓口であり、犯罪被害者支援の配慮の視点を持って業務に取り組むという意識の醸成の場になったと考えております。

最後になりますが、例年11月25日から12月1日は犯罪被害者週間とされておりまして、それに合わせて関係機関がJR札幌駅での街頭啓発を実施いたしました。

私からの報告は以上となります。

○吉田会長 ありがとうございます。

それではまず、資料2(1)につきまして、ご質問はございませんか。

どうぞ。

○工藤委員 出前講座ですが、出前講座を受けられた方の反応はどんな状況でしょうか。教えてください。

○事務局(出村地域防犯担当主査) 出前講座は、テーマ別に子どもと女性と高齢者と分けてありますが、特に関心が高かったのは、申し込みのうちの6割は高齢者の講座でした。

皆様、関心を持って来られていますので、うなずきながら聴講されていて、皆さんが一様に言っていたのは、特殊詐欺はメディアで多く見る機会はあるのに、なぜひっかかる人が多いのかということでした。しかし、話を聞くと、自分たちは特殊詐欺自体のことを何も知らなかったと。そういう犯罪が発生していることは知っているけれども、その内容を知らなかったので、いわゆる被害の防止のポイントがわかってよかったという意見を多くいただいているところです。

○工藤委員 消費者トラブル防止ガイドにもいろいろな特徴が書かれていますけれども、それでもなぜ減らないのでしょうか。

いろいろな意味で効果を発揮されているということですし、参加した方も喜ばれているということですが、相変わらず後を絶たないということです。そこのところはどのようにお考えになっていますか。これは警察が考えることかもしれませんが、市としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局(出村地域防犯担当主査) 私も警察から派遣で来ているので両方の意見を言わなければいけないのですが、まず、警察としては、犯罪をしているグループの徹底的な壊滅で、もとを絶ってしまうということに取り組んでいるところです。あわせて、防犯の啓発、この両面でやっています。

市としては、捕まえることはできませんので、継続して出前講座を通して啓発をしていきたいと思っております。

受講者の皆さんには、特殊詐欺だけはほかの犯罪と違って犯人は絶対に家は来ませんよ

ということをお話ししています。要は、最初に電話をとった方がターゲットになってしまうので、いかにその自分がその立場に立ったときに対応できるかというお話をしています。

あわせて、そのポイントを守っていただいて、被害に遭わない方を多くふやしていくのが目標で、もちろん被害に遭わない方がゼロになれば、自然と犯罪をする者もいなくなるという考えで、今、私は札幌市で取り組んでいます。

○吉田会長 ほかにございませんか。

○木村委員 地域安全サポーターズの事業者がすごくふえたところについてです。すごくいいことだと思うのですが、事業者の数え方について教えていただきたいのです。多分、町内会とかPTAは1なのか、コンビニエンスストアは1店舗が1なのか、そこら辺を教えてください。

○事務局（久富地域防災担当係長） お見込みのとおりでございます。

コンビニエンスストアにつきましては、1店舗で1事業者という扱いになっております。

町内会等は、民間事業者ですので、対象になっておりません。今、数的にはコンビニが一番多くなりましたが、新聞販売店とか塾の事業者とか配送業者、大手ですとNTTドコモやKDDIというところも入っております。

○吉田会長 資料2（1）につきまして、ほかにありませんか。

私のほうから1点だけ質問させていただきたいのですけれども、1ページ目に子どものための防犯教室というものがあります。子どもに関してこういう啓発をするということは大変重要なことだと思うのですが、その際に、大人一般に対して不信感を抱かせるとまずいのではないかと思いますので、その辺のバランスのとり方だと思うのですけれども、どうのご苦勞をされているのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○事務局（出村地域防犯担当主査） 子どもは、非常に難しいところがあります。学校で教えていることは、近所の皆さんには挨拶をしましようという反面、親からは、知らない人に話しかけられたら逃げなさいとか、答えてはいけないよということで、その辺のバランスが難しいので、市としては、自分の目で大人を判断する力をどう養っていくかということをやっています。まず、いい人か悪い人かというのは、服装で判断するのか、言葉で判断するのか、ロールプレイングではないのですけれども、そういう題材で行ってみたり、物理的にさわられないように距離感をとる練習とか、子ども自体が何か行為を受けたときに黙ってしまうことがあるので、親や先生に何があったのかを伝える練習ということをしています。小さい子に、5枚くらいのカードを持ってもらって、私が不審者役をして、一言声をかけて、カードの色を見せてもらって、その二つをうまく伝えるという練習をしました。これは、保育園児にもやったのですが、ゲーム感覚でそういう力を養うということで、まずは隠さないで伝える方法と伝え方、こういう簡単なことからしています。

○木村委員 このテーマは、北海道CAPをすすめる会としてはつけ加えさせていただきたいと思います。

私は、民間のほうで子どもへの暴力防止プログラムを提供していますが、まず最初に教

えるのは、子どもの周りにいる大人は、大抵はいい人だよというところから教えています。これは事実だからです。やはり、正しい知識の提供はとても大事で、周りにいるほとんどの人はいい人だよ、だけれども、子どもの権利をとる人がいるよ、そういうときにはこんなことができるよということを教えているので、大人への信頼を教えるということがまずは大事だと思うのです。

相談するにも信頼がないとできないからです。ただ、そうではないときにはこうだよというところの教え方が、今お伝えいただいたようなやり方や私たち北海道CAPをすすめる会のCAPのプログラムでは、安心、自信、自由というあなたの中にある人権を侵害されたときには、こんなことをしていいよ、腕2本分離れていいよ、声を出すときには、こんな声を出して、具体的に教える、あるいは、つかまれたときにはこんなことしていいよという具体的な情報提供は大事だなと思います。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料2(2)につきましてご質問はございますか。

どうぞ。

○仲委員 重要なSACRACHのデータをありがとうございます。

お尋ねしたいのは、急性期と挙げておられるのは、いつまでの期間かということが一つです。

それから、先ほどおっしゃってくださった被害年代と、相談の時期が違う、年代という形で見て随分おくれて相談が来ているということだったのですが、もう少し詳細に被害に遭ってから1カ月以内、1年以内、5年以内という数字が出ていないのかどうか、できればぜひ知りたいなということが二つ目です。

三つ目は、支援内容を見ますと、警察通報がゼロになっているのはどうしてかということです。特に、急性期であれば、警察に相談して、全てが事件になるというわけではなく、いろいろな支援を受けられると思います。もう一つは、無面識の人が47件ということで5分の1くらいあるわけですが、無面識の人の場合も事件化して、家族だったら何とかということがあるかもしれませんけれども、事件化して、防犯とか、これからの予防につながるということもあると思うのです。どうして警察が少ないのかということをお教えください。お願いします。

○事務局(吉田男女共同参画課推進係長) まず、急性期の定義ですけれども、そういった被害が起きてから72時間が医療的な対応ができる期間と考えてカウントしています。

それから、被害を受けてから相談に至ったそれまでの期間についてですけれども、相談を受けたときに、それぞれいつごろの被害なのかというのは伺っているのですが、今おっしゃったような細かいところまでの統計は把握していません。一件一件出そうと思ったら出るかと思いますが、今はつかんではおりません。

それから、警察通報が少ないというところですが、まず一つは、急性期というところが少なかったのが、今回、ずっと過去の相談を電話などで寄せていただいたために警察通報

にはつながらなかったというのが大きいです。また、急性期であっても、ご本人の尊重というところがありますので、そこでSACRACHから警察への通報がなかったということです。

○佐藤副会長 どのくらいの割合が電話で、どのくらいの割合が直接の面接の相談なのでしょう。電話だとなかなか詳しい内容とか細かいことはないのでしょうか。面接だとかなり突っ込んだことが聞けるとか照合ができるということなのか、その辺を教えてください。

○事務局（吉田男女共同参画課推進係長） 全体の中で、電話の相談が322件、面談が31件、それから、いろいろな機関のほうに、一緒に付き添いで行ったものが8件というのが平成27年度の件数になっておりますので、ほとんどが電話での相談ということになります。

○佐藤副会長 わかりました。

○田畑（美）委員 izzごろの被害かということで、急性期であれば対応できるということなのですが、その急性期を超えてしまった場合の被害者に対しては、どのようなことを行っているのでしょうか。

○事務局（吉田男女共同参画課推進係長） まずは、ご本人のお話をしっかりと伺って、例えばどのような支援があるのかという情報提供をした上でご本人の望むものに対しての支援に付き添っていくという形なのですけれども、例えば、急性期の医療機関ではなく、弁護士の方への相談につなげたり、病院も、産婦人科ではないけれども、精神的な治療が必要であればそちらのほうにつないだりということはしています。

○吉田会長 よろしいですか。

○仲委員 大人であれば、ご自分の決定権という形でされることもあると思うのですが、対象が10代の場合というのは、通告義務みたいな、知ってしまったならば通告しなくてはいけないということもあるのかどうか、ここではどういうことになっているか、教えてください。

○事務局（吉田男女共同参画課推進係長） 10代とかそれ以前の相談の場合は、ご本人よりもご家族から相談が来たり、児童相談所のほうから相談が来たりというケースもあります。ただ、直接、若い本人からSACRACHのほうに相談が来て警察に通告したり、児童相談所に直接通告したという件数は今のところはない状況です。

○吉田会長 そのほかはございませんか。

○奥谷委員 今の3（3）の加害者との関係のところ、一番多いのが家族ですね。この家族というのは、親兄弟とか祖父母という形ですか。要するに、つながりがある方ですね。

○事務局（吉田男女共同参画課推進係長） そうです。義理の父とか同居している家族とか、いとことかおじさんとか、そういったところです。

○奥谷委員 そういった親戚も全部入るということですか。

○事務局（吉田男女共同参画課推進係長） そうです。

○奥谷委員 それから、職場とか学校関係でのセクハラというのは性犯罪とは一切切り離しているのですか。

○事務局（吉田男女共同参画課推進係長） 含めています。性犯罪と性被害というところで、犯罪は犯罪として立件できる内容ですけれども、性被害というのは、本人の意思に反する性的な被害を全て性被害としてカウントしていますので、セクハラなどもこの中に含めています。

○奥谷委員 わかりました。

○吉田会長 そのほかにございませんか。

私のほうから質問させていただきたいのですけれども、この相談を受ける担当者は皆さん女性の方ですね。

○事務局（吉田男女共同参画課推進係長） はい。

○吉田会長 それから、相談する人たちの満足度というか、相談した結果、よかったというあたりの反応はどうですか。

○事務局（吉田男女共同参画課推進係長） 長い間ずっと言えずに、今回、こういったところで相談ができてよかったというお話はたくさんいただいていますし、何度も電話をかけてきていただくという件数も多くなっています。新規の件数は、今年度で言うと、361件のうち135件で、その中で再相談が226件ありまして、繰り返し相談される方が多いので、それなりの信頼感や、相談したことによってのご本人の満足というのはあるのではないかと考えております。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかになれば、次の議題の札幌市子ども110番の家支援事業につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（押見区政課長） それでは、お手元の資料3の札幌市子ども110番の家支援事業関連資料の表紙をおめくりいただきまして、A3判のカラーの資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思えます。

左上の「子ども110番の家とは」と書かれたところをごらんいただきたいと思えます。

一般的には、犯罪被害に遭い、または、遭いそうになり、助けを求めた子どもを保護し、警察へ通報等を行い、子どもを守るボランティア活動とされております。

平成8年に、岐阜県の可児市におきまして、子ども110番の家の活動が発端とされております。現在では、ほぼ全国の市町村で実施されております。

その下の「現状」をごらんいただきたいと思えます。

全国の政令市では、10都市、東京特別区では23区全区で実施されているところでございます。

札幌市の状況でございますけれども、昨年3月に市内全小学校とまちづくりセンターを対象に、学校、地域での取り組み状況を調査しましたところ、小学校、PTA、スクールゾーン実行委員会が実施主体となっているのが136団体の1万1,483件、それから、

町内会、まちづくり協議会等が実施主体となっておりますのが29団体の7,450件ということでございました。

その下の課題についてでございますけれども、地域や学校によって取り組み状況に温度差があり、年月の経過とともに活動が形骸化しているところもある。あるいは、都心部では、オートロックマンションなど、110番の家に向いていない家が増加している。あるいは、子ども110番の家を知っていても、万が一のとき、子どもが駆け込む関係づくりができていないのではないかとといった課題が挙げられているところでございます。

続きまして、事業の位置づけについてでございます。

資料の右上のほうをごらんいただきたいと思えます。

札幌市の最上位のまちづくり計画でございます、まちづくり戦略ビジョンに位置づけられておりますほか、札幌市安全・安心条例実現のための第2次基本計画、それから、本市における現在の中期計画であるアクションプラン2015におきましても事業化をされているところでございます。

事業の目的についてでございます。

資料の中央の列をごらんいただきたいと思えます。

この事業は、学校や地域が主体的に実施する110番の家の取り組みを支援し、子どもたちの見守り活動の推進を図ることを目的としております。

その下の事業の概要をごらんいただきたいと思えます。

地域における子ども110番の家の取り組みが息の長いものになりますよう、取り組みの普及拡大や、より実効性を高めるための支援を札幌市が行うものでございます。

その下の実施団体の主な支援の内容についてでございますが、平成27年度から実施するものといたしまして、まず、見舞金補償制度がございます。これは、万が一、子どもが不審者から110番の家へ避難した際に、ガラスが割れた、ドアが壊れた、怪我をしたなどの物的・人的損害が発生した際に、札幌市から見舞金をお支払いするものでございます。これによりまして、協力者の方が安心して子ども110番の家の取り組みに参加していただいたり、実施団体をとりますと、協力者をより募りやすくなるのではないかと考えているところでございます。

この見舞金補償制度を実施するため、この事業に参加する実施団体には、毎年度110番の家に係る協力者名簿を提出いただくこととなります。

この資料の裏面に年間のスケジュールを記載してございますけれども、平成28年度以降の保険適用期間は、毎年10月から翌年の9月末までの1年間として保険契約する予定でございますので、各実施団体には、毎年7月から8月くらいにかけて110番の家の新しい協力者の名簿をご提出いただくこととなります。

また表の面に戻っていただきまして、2点目としましては、協力者へのマニュアルやステッカーの配布についてであります。

協力者の家には、「110番の家」というステッカーを掲示いただきますが、ご希望に

より、実施団体の協力者枚数分をお配りしようと考えてございます。実施団体の中には、みずからのステッカーデザインに愛着を持たれて、歴史ある活動を続けているとおっしゃる団体もあろうかと思っておりますので、その場合には、従前からお使いいただいているステッカーをそのままご使用いただいても構わないということで考えております。

また、協力者に対しましては、子ども110番の家のポイントや緊急時の対象方法などを冊子にした「子ども110番の家のマニュアル」を協力者の人数分お配りしようと考えております。

次に、平成28年度からの実施内容についてであります。

実施団体のご希望により、小学校区あるいは連合町内会の区域ごとに、子ども110番の家のマップの作成、配布を行いたいと考えております。

マップ自体の簡単なイメージは、最後の新聞の切り抜きの1枚手前のページに赤い字でサンプルと書かれてものになります。

これにつきましては、先ほどご説明した各実施団体から提出された協力者の名簿をもとに、子ども110番の家の位置などを落とし込んだマップとして作成、配布するものでございます。

さらに、このマップに学校あるいは児童会館、交番なども加えたマップも作成することが可能な状況になってございます。

またA3判の資料にお戻りいただきまして、実施団体の皆様には、子どもたちの安全教室、安全学習などの機会にこのマップをご活用いただければと考えているところでございます。

続いて、リーダー研修についてでございます。

子どもの安全・安心や見守り活動などをテーマとした講習会、研修会を開催してまいりたいと考えております。

この講習会、研修会の開催の折には、子ども110番の家マップの効果的な活用方法などについてヒントを得られる機会となるように企画してまいりたいと考えております。

既に110番の家に取り組んでおられる実施団体の皆様には、本事業についてご理解をいただくための資料として、子ども110番の家支援事業のお知らせというものをお配りしてございまして、先ほどのA3判のカラーの資料をおめくりいただきますと、そのお知らせがついてございます。それ以外にも新たにこの事業へのご参加をご検討される場合につきましては、こちらの資料も随時提供していきたいと考えているところでございます。

その資料を1枚おめくりいただきますと、先ほど申し上げた札幌市のほうからご提供させていただくステッカーのAタイプとBタイプを今のところ考えております。また、実際に家に張りつけた例の写真も皆さんに提供させていただいているということでございます。

この事業の周知につきましては、一番最後のページにあるとおり、既に北海道新聞の朝刊に掲載されましたけれども、あわせて読売新聞にも掲載されております。

今年度、既に募集を開始してございまして、2,800軒くらいの協力者の家が既にご応

募いただいている状況でございます。

私からの説明は以上になります。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、資料3につきまして、ご質問はございますか。

○山崎委員 これがふえてきているのはすごくいいなと思って聞いておりました。

子どもの110番の家またはコンビニに駆け込んでくる子どもがどのくらいいるのかということと、駆け込んでくる理由ですね。不審者からなのか、親の虐待なのかということと、子どもの人数とか事件の内訳はわかるものなののでしょうか。

○事務局（押見区政課長） 札幌市のほうでも、その昔、警察がこの制度を導入したというきっかけがあるようですけれども、それ以降、具体的な避難事例についての統計をまとめておりませんので、今、委員からご質問のあった具体的な理由等については、残念ながら把握ができていない状況でございます。

ただ、今後は、この事業を立ち上げましたけれども、実際に駆け込み被害が遭った場合に、その協力世帯から報告書を出していただく仕組みに変えていますので、そういった事例が発生した場合については統計化されていくのかなと考えているところでございます。

○吉田会長 そのほかにもございせんか。

○奥谷委員 見舞金補償制度についてですけれども、駆け込んできたお宅の敷地内で犯罪被害を受けた場合は補償があると思うのです。ただ、例えば、お子さんが道路でひゃーと言って、110番の家の方が道路に出て行って助けたというときに犯罪被害を受けた場合はどういうふうになるのでしょうか。

○事務局（久富地域防災担当係長） 子どもが駆け込んで不審者が入ってきた、その事件、事案に直接起因する事故についてはお見舞金を補償するというのが基本的な方針でございます。事案によって違うことにはなると思うのですが、基本的に、物損については、施設というか、110番の家の敷地内のものに限ることになりますが、人的な被害、けがをした、傷害を負った場合につきましては、事案に直接起因すれば、敷地の外であってもお見舞金はお支払いが可能となります。あくまでも一般論になってしまいますが、敷地外だからだめだというものではございせん。

○吉田会長 ほかにございせんか。

○田畑（美）委員 この協力者の条件と言うと変ですが、ステッカーは張ってあるけれども、どうもここのお宅いつも留守のようだというところがあるようです。これは条件のよなものはあるのでしょうか。

○事務局（押見区政課長） 本事業の実施に際しまして、実施要綱という書き物を一応つくっているのです。何でもいいよということにもなかなかならないので、そういったルールを設けております。その中で、日中、家にいらっしゃる、子どもたちが避難する可能性のある時間帯のときに家が留守ということでは110番の家になりませんので、要綱上はそういったルールを設けています。ただ、小学校のPTAやスクールゾーン実行委員会、

あるいは町内会の団体の皆さん方が登録団体として登録していただいた上で協力世帯を募っていただくという制度になっていまして、実際にその協力世帯がどうかというジャッジメントはその団体の皆さん方にやっていただきますので、実際には余りかた苦しいものにはならないかと思えます。要は、大人として子どもたちをどういう目で見ればいいのか、そういう目を地域の中にいっばいふやすことが最終的には子どもたちの安心・安全につながるのではないかと考えておりますので、実際の運用上はそんなにハードルの高いものにならないだろうと考えています。

○佐藤副会長 保険のことについてお伺いしたいのですけれども、名簿はあくまでも個人の記名ということですか。

例えば、コンビニが加入した場合に、従業員はかなりかわると思うのですが、子どもが110番の家に駆け込んできて、その従業員がけがをしたときに、当然、最初は名簿に載っていないという場合も該当するのでしょうか。

○事務局（久富地域防災担当係長） 一応、該当することにしております。

見舞金補償制度につきましても、我々のほうで要綱を定めさせていただいておりまして、協力世帯の方は、実施団体から名簿を出していただきまして、協力者世帯の代表の方に出していただきます。店舗であれば、店長とか事業者の代表者の方のお名前と住所と電話番号を記載して我々のほうに提出していただく形になっています。

店舗であれば、店舗の代表者、従業員、アルバイトも含めて補償対象としております。実は、損害保険の対象も同じような形にしておりまして、それに合わせているという形になります。

一般住宅につきましても、その世帯の配偶者、未婚の子どもといった6親等以内の親族には適用が可能という形にしておりまして、名簿に書いた方のみということにはならないということをございます。

○佐藤副会長 私は防犯協会ですけれども、防犯ボランティア保険をやっておりまして、例えば、防犯活動に従事したときにけがした場合には、防犯保険で同じような補償があるのですが、それは人数掛ける保険料と。一番わかりやすい例で言うと、札幌市のハイヤー協会が子ども110番のタクシーということでステッカーを張っておりますので、年当初に従業員というかタクシーの運転手の名簿を出してもらうのです。人数が確定して、その中で1人やめて、また1人入って、人数が変わらなければずっと同じということで、決して個人記名ではないのですが、保険料の関係が出てくるものですから、そういうふうになっているのです。ただし、今まで100名だったタクシー運転手が101名になった場合には、1名ふえますので、その分、保険料もちょっと高くなるという仕組みだったものですから、ちょっと違うのかなということでお聞きしました。

○事務局（久富地域防災担当係長） 我々のほうで損害保険会社と締結しようとしている保険につきましても、基本はボランティア保険と同じものになると思うのですが、大手の損害保険会社で、子ども110番の家に特化した損害保険商品を持っております。それは、

あくまでも自治体と損害保険会社が契約をするもので、単純に世帯件数イコール幾らという形だけではないようで、そういった商品で契約をすると。

ですから、この見舞金補償制度は、事故が起こった際に、損害保険会社で事故者に対して保険金をお支払いするというのではなくて、あくまでも札幌市がお見舞金を支払いますと、その見舞金の額を損害保険会社から札幌市が保険金として受け取るということで、被保険者はあくまで札幌市という契約になっております。そういう意味では、通常のボランティア保険とはちょっと違うものとなっております。

○佐藤副会長 これは、途中加入はできないということですか。事業所で途中から入られるところがありますね。ボランティア保険は、途中で払えば保険金が年間40円だったか50円だったか安く入れるのですが、それはないのでしょうか。

○事務局（久富地域防災担当係長） 実は、商品の特約がございまして、そういった対応も可能ではございます。今回の損害保険契約では、ちょっとイレギュラーな保険の締結をすることになっておりますので予定していませんが、来年度以降、そういったご要望があれば、踏まえて、そういった期間中の変更といいますか、途中の加入、脱退も可能な特約もありますので、そういった保険契約のあり方も検討していきたいと考えております。

○佐藤副会長 年当初でしめてしまって、その後ふえた部分が補填されないということになると、ちょっと不公平なのかなと思います。

○事務局（久富地域防災担当係長） そうですね。事業で実施団体に呼びかけたところ、そういう要望もいただいておりますので、今後、そういった形の検討もしなければいけないと思っております。ただ、その特約にはお金の関係も出てきますので、その辺の兼ね合い等も含めて今後検討ということになるかと思っております。

○佐藤副会長 わかりました。

○阿部委員 平成28年度からの実施でリーダー研修というものがあるのですが、これについてももう少し詳しく聞かせていただきたいと思っております。リーダーというのはどういう形で活用するのでしょうか。

○事務局（久富地域防災担当係長） リーダー研修というのは、110番の家の代表の方をイメージしていたのですが、協力していただいている方々に、110番の家の取り組みだけではなくて、子どもの見守り全般についてもご協力いただきたいということで、ご協力いただける方々への研修会、講演会を開催して、防犯の取り組み、子どもの見守りの取り組みのリーダーになるような方をどんどんふやしていきたい、そういった趣旨でございます。

○吉田会長 私から伺いますが、この見舞金補償制度で現実に支払われた例はございますか。

○事務局（久富地域防災担当係長） これからのことなので、まだ何とも申し上げられないのですが、幾つかの損害保険会社から話を聞いたところ、保険適用の事例は余りないということで、そういったリスクがかなり低いというふうに損害保険会社は考えているよう

でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

そのほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、その他に入りますが、特に皆さんから本日の議事につきましてご意見などございましたら、この機会にお話しいただければと思います。

○仲委員 きょうもいろいろと教えていただきまして、ありがとうございました。

お聞きして思っていたことは、昨今、福祉と司法と教育とか行政の連携がすごく重要になってきていると思います。一つは、先ほど出てきました強制わいせつのような事案で、特に子どもさんとか家庭内のということなどがあったりするならば、本当にその3者、4者の連携が必要かと思えます。

昨年の10月28日に、厚労省と最高検と警察庁が子どもの被害確認面接に関しては3者で行う協同面接という概念を出されたと思います。そこでお聞きしたかったのですけれども、市と警察と検察庁で何らかの協議が進んでいるのかどうかということをご確認いただければと思います。きっとすぐにはわからないと思うのですけれども、昨年10月の話なので、でも、そういうところも進めていっていただきたいとすごく思います。

いまは子どものことですが、あわせて、先ほど窃盗の再犯などが多いという話がありました。ここも、司法だけではうまくいかず、福祉機関との連携といえますか、入り口支援とか出口支援が必要なところだと思うのです。ですので、犯罪に関しても、福祉的な支援ということに関しても、連携して進めていただければと思います。

○吉田会長 そのほか、ご質問、ご意見はありませんか。

○田畑(美)委員 先ほどお話に出ていたように、2年前の白石区の女児の誘拐事件からこのような見守り制度に力を入れるようになったということですが、実際に、今、女児、小学生や中学生がそういう被害に遭った場合に、札幌市の中で各課が連携して援助や支援を行うということはあるのでしょうか。

○事務局(芝井男女共同参画室長) 児童虐待ということに着眼すると、要保護児童対策地域協議会という枠組みがあって、その中には、我々行政と、行政でも関係機関の児童相談所とか区の保健福祉部、それに加えて警察あるいは病院といった関係機関が連携して情報交換と、具体的なそれぞれのケースにどうやって対応していくかという取り組みは現在やっています。

○田畑(美)委員 実際に性被害に遭ったとか誘拐事件に遭ったというふうになったとしたら、どういうふうになるのでしょうか。学校との関係も出てくると思うのです。

○事務局(芝井男女共同参画室長) 今申し上げた要保護児童対策地域協議会というのは、児童虐待に関する取り組みなので、ご質問の性被害のところまではカバーできていないと思います。ですから、その枠組みは少し追いついてない部分があるのかもしれませんが。

○仲委員 今のことで言えば、まさにSACRACHが中心になって、NPOだけに任せ

ておくのではなくて、行政の方も時々顔を出されるとか、警察の方も顔を出されるとか、そんなことが加わってくると、より対応がしやすくなると思います。

○吉田会長 そのほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、本日は大変活発なご意見、ご質問がございました。

これで、本日予定しておりました議題は終わりましたので、司会を事務局にお戻しします。よろしくお願ひします。

○事務局（浅野地域振興部長） 吉田会長、ありがとうございました。

本日参加の委員の皆さん、長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

なお、次回の審議会は、ことしの6月から7月ごろに開催させていただきたいと考えております。日程が決まりましたら、別途、ご案内をさせていただきたいと思ひます。

5. 閉 会

○事務局（浅野地域振興部長） これで、平成27年度第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上